宇治市監査委員公表第１８号

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１９９条第１４項の規定により、市長から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により当該通知に係る事項を次のとおり公表します。

令和８年１０月２１日

宇治市監査委員
池　上　哲　朗
松　岡　ゆかり
真　田　敦　史

１　監査の結果を公表した日
　　令和８年９月１６日（宇治市監査委員公表第１６号）
２　当該通知に係る事項
　　次のとおり。

監査対象　都市整備部　公園緑地課

監査期間　令和８年６月１日～令和８年７月２９日

	監査結果（指摘事項）	措置状況等（改善内容）
１	公園地占用使用料収入状況について 規則に規定された期間を超過した徴収、納入通知書によらない徴収などが見受けられた。適正な事務の執行に努められたい。	指摘事項について、占用使用料決定から納入通知までの事務を速やかに年度当初から進める必要があることから、業務引継書等において、業務時期（期限）についても示すことで事務の流れを明確にし、また業務の進捗については、業務会議等の中で確認作業を徹底する。 なお、今年度（令和８年度）については改善をしています。